

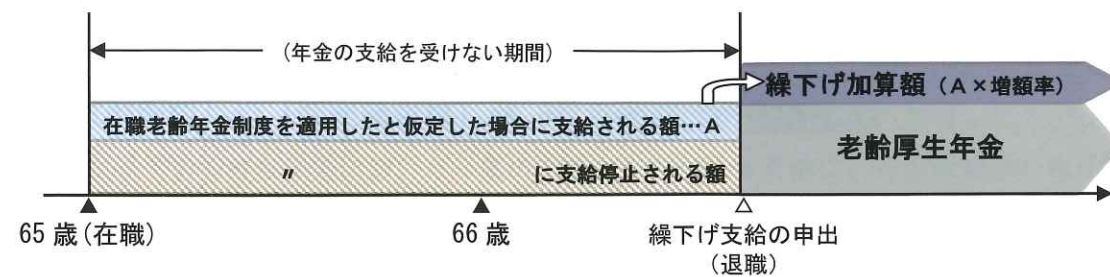
65歳以後の老齢厚生年金は、70歳までに支給の開始を繰り下げて増額した年金を受けることができます。

解説

老齢厚生年金の繰下げ支給の制度は、「65歳以後の老齢厚生年金」を受けることができる場合に、65歳からは受けずに、66歳の誕生日の前日以後に申出をすることにより、その申出をした月の翌月から、増額された老齢厚生年金を受けることができる制度です。

なお、老齢基礎年金については、従来から繰下げ支給の制度があります。

【イメージ図】65歳以後、被保険者であった方の場合



繰下げ支給の申出を行うことができる方

昭和17年4月2日以後生まれの方は、原則、66歳の誕生日の前日以後に、支給の繰下げの申出ができます。ただし、65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までの間に、障害厚生年金、遺族厚生年金などの年金を受ける権利を有したことがあるときは、申出はできません。

また、66歳の誕生日以後に、障害厚生年金や遺族厚生年金などを受ける権利が発生した場合は、支給の繰下げの申出はできますが、この場合、他の年金が発生した月を基準として増額率が定められ、繰下げ加算額が計算されます。増額された老齢厚生年金は、実際に支給の繰下げの申出をした月の翌月から支給されることになりますので、ご注意ください。

昭和17年4月1日以前生まれの方であって、平成19年4月1日以後に老齢厚生年金を受けることができることとなった方も支給の繰下げの申出を行うことができます。

繰下げ加算額

繰下げ加算額は、原則、65歳時点の老齢厚生年金額を基準として、支給の繰下げの申出をした時期に応じて、計算されます。

繰下げ加算額＝（繰下げ対象額＋経過的加算額）×増額率

※繰下げ対象額は、原則、65歳時点の老齢厚生年金額ですが、65歳以後に被保険者であった方はその被保険者であった期間に在職老齢年金制度を適用したと仮定した場合に支給される老齢厚生年金額です。

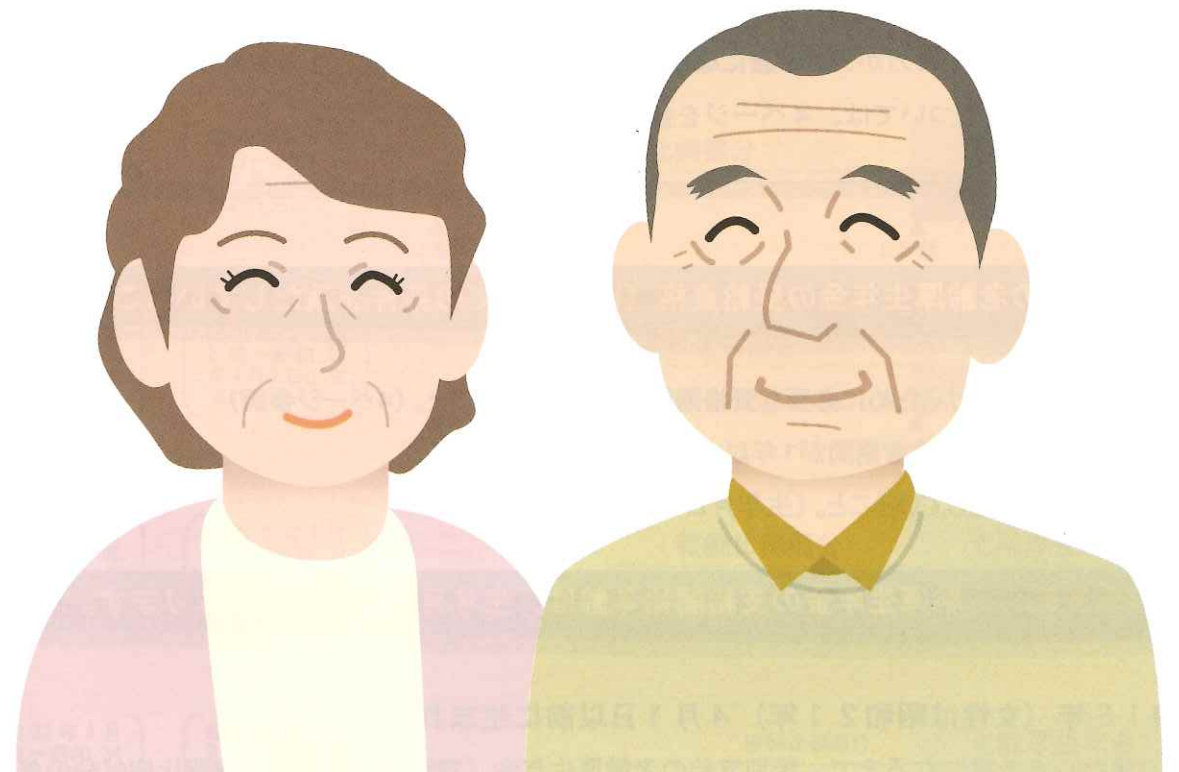
※増額率は、「繰下げ月数×0.7%（0.007）」、最大「42%（0.42）」です。

【ご注意ください】

65歳時点に「65歳以後の老齢厚生年金」を受ける権利がある方の場合、71歳のときに支給の繰下げの申出をしても増額率は、70歳到達月（70歳の誕生日の前日の属する月）の「42%」のままですが、70歳時点にさかのぼって受けることはできませんのでご注意ください。

厚生年金保険 老齢厚生年金

平成19年度版



社会保険庁

老齢厚生年金は何歳から支給開始されるの？

解説

老齢厚生年金は、厚生年金保険の被保険者であった方の老後の保障として給付され、65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せする形で支給されます。

ただし、当分の間は、下記の受給資格を満たしていれば、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

● 60歳から65歳になるまでの老齢厚生年金

これを特別支給の老齢厚生年金といいます。支給開始の年齢は生年月日に応じて異なります。

● 65歳からの老齢厚生年金

老齢厚生年金は、厚生年金保険の加入期間があって、老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間を満たした方が、65歳になったときに、老齢基礎年金に上乗せする形で支給されます。（資格期間については、4ページを参照してください。）

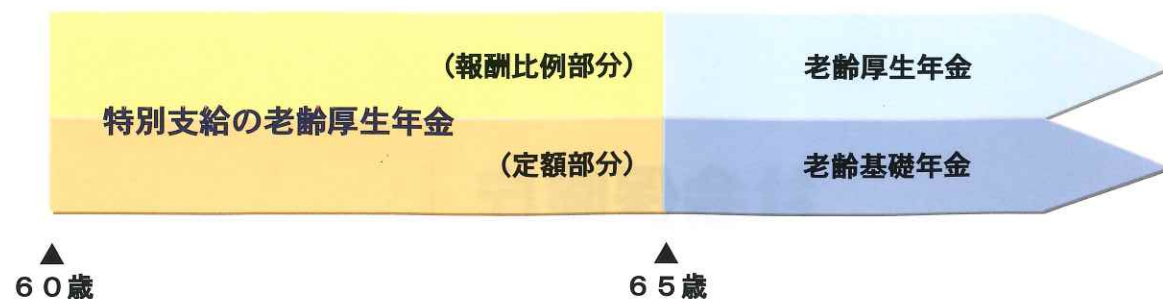
特別支給の老齢厚生年金の受給資格（以下の全ての条件を満たしていること）

- 老齢基礎年金を受けるために必要な資格期間を満たしていること。（4ページ参照）
- 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あること。
- 支給開始年齢に達していること。（生年月日に応じて異なります。）

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢は、生年月日によって異なります。

○昭和16年（女性は昭和21年）4月1日以前に生まれた方

60歳から65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金（定額部分の年金と報酬比例部分の年金）を受給することができます。

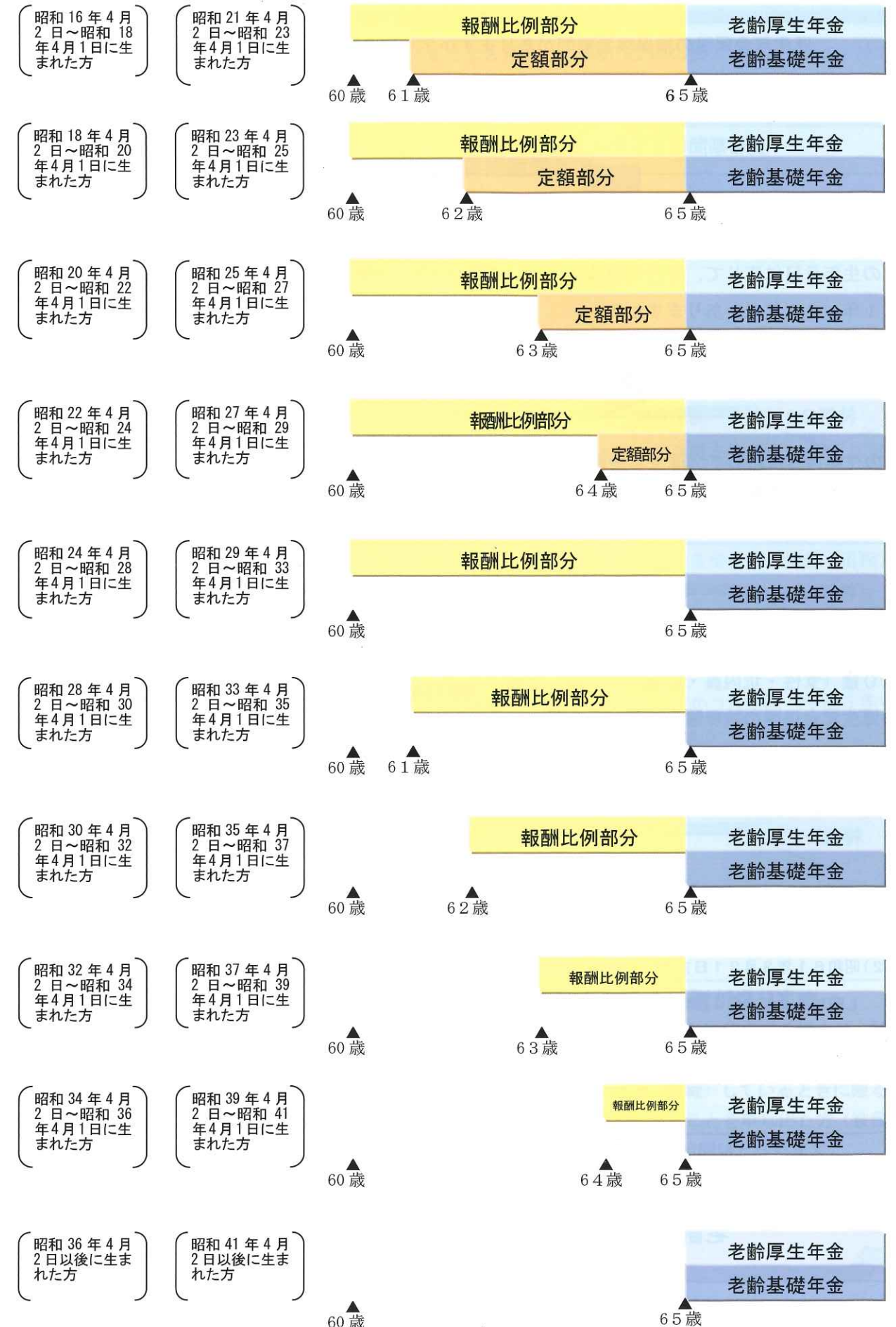


○昭和16年（女性は昭和21年）4月2日以後に生まれた方

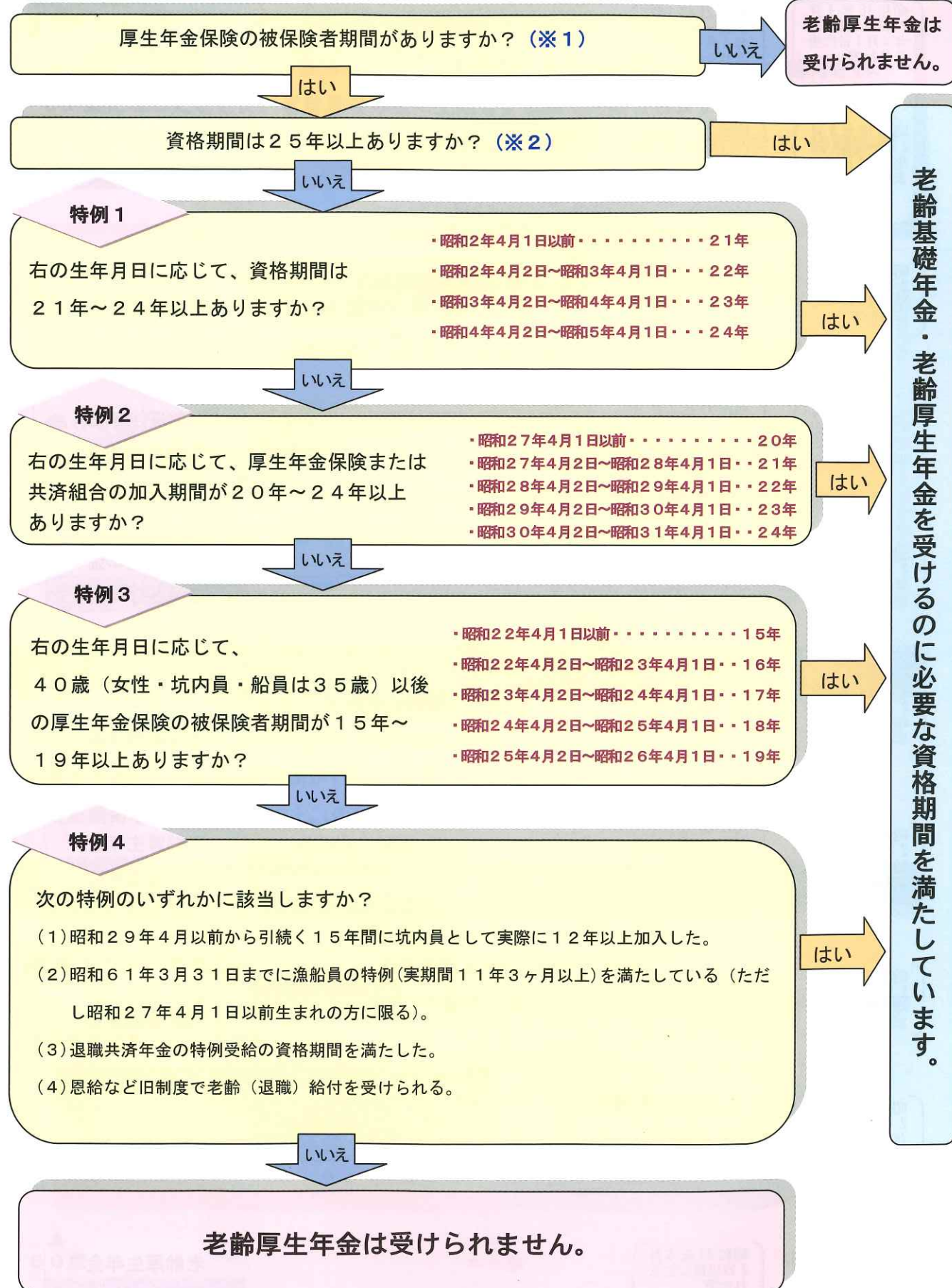
60歳から65歳になるまでの間、生年月日に応じて、受給開始年齢が引き上げられます。

男性の場合

女性の場合



老齢基礎年金・老齢厚生年金 受給資格チェックフローチャート



（※１） 厚生年金保険の被保険者期間とは

被保険者期間は、厚生年金保険に加入した月から加入をやめた日（退職日の翌日）の前月まで、月単位で計算します。

第3種被保険者である坑内員と船員の被保険者期間は、昭和61年3月までの期間については実際の加入期間を3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までの期間は実際の加入期間を5分の6倍して計算します。

（※２） 資格期間とは

老齢基礎年金・老齢厚生年金を受けるのに必要な資格期間は、次の期間等で計算します。

- ① 厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者期間
- ② 各共済組合の組合員期間
- ③ 国民年金の保険料を納めた期間と免除された期間
- ④ 昭和61年4月以後、厚生年金保険・共済組合に加入している方の被扶養配偶者として国民年金の第3号被保険者になった期間
- ⑤ 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、厚生年金保険・船員保険・共済組合に加入している方の配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間（任意加入し、保険料を納付した期間は③に入ります。）
- ⑥ 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に、厚生年金保険・船員保険・共済組合などの老齢（退職）年金受給者とその配偶者、障害年金受給者とその配偶者、遺族年金受給者、老齢（退職）年金の受給資格を満たした方とその配偶者が、国民年金に任意加入しなかった期間《昭和61年4月からは、老齢（退職）年金受給者以外はすべて、20歳から60歳まで国民年金に加入することになっています》
- ⑦ 昭和36年4月以後、海外在住者、学生などが国民年金に任意加入しなかった期間《平成3年4月からは、20歳以上の学生はすべて国民年金に加入することになっています。》
- ⑧ 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間のうち、昭和36年4月以後の期間（大正15年4月2日以後に生まれた方で、昭和61年4月から65歳になるまでの間に国民年金の保険料納付済期間および保険料免除期間を有する方に限ります。）

※上記④～⑦は、すべて20歳以上60歳未満の期間に限られます。

※上記⑤～⑧は、資格期間の対象とはなりませんが、年金額には反映されません。

障害をお持ちの方・長期加入者の方は、支給開始年齢の特例があります。

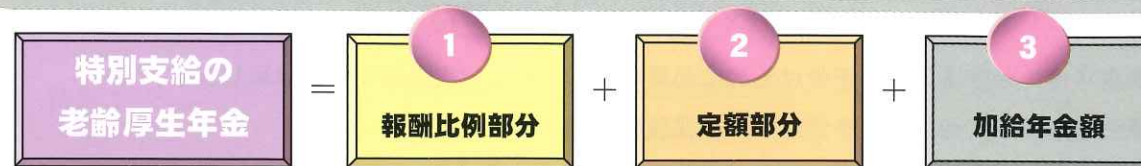
昭和16年（女性は昭和21年）4月2日以後に生まれた方でも、次のいずれかに該当する場合は、特例として、報酬比例部分と定額部分を合わせた特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

- ① 厚生年金保険の被保険者期間が44年以上の方（被保険者資格を喪失（退職）しているときに限る。）
- ② 障害の状態（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度）にあることを申し出た方（被保険者資格を喪失（退職）しているときに限る。）※申出月の翌月分から特例支給開始となります。
- ③ 厚生年金保険の被保険者期間のうち、坑内員または船員であった期間が15年以上ある方（昭和21年4月1日以前に生まれた方には55歳から支給されますが、それ以後に生まれた方については支給開始年齢が段階的に引き上げられます。）

60歳前半（65歳未満）の老齢厚生年金の額はいくら？

解説

60歳前半の老齢厚生年金（特別支給の老齢厚生年金）は、生年月日に応じて、定額部分と報酬比例部分と加給年金額を合計した金額が支給されます。



1

報酬比例部分：過去の報酬等に応じて決まります。

$$\text{報酬比例部分} = (A + B) \times 1.031 \times 0.985$$

物価スライド率

A：平成15年3月以前の被保険者期間

$$\text{平均標準報酬月額 ※1} \times \frac{10}{1000} \sim \frac{7.5}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}$$

生年月日による乗率（表の①参照）

B：平成15年4月以後の被保険者期間

$$\text{平均標準報酬額 ※2} \times \frac{7.692}{1000} \sim \frac{5.769}{1000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

生年月日による乗率（表の②参照）

※1 平均標準報酬月額・・・平成15年3月以前の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の被保険者期間で除して得た額です。

※2 平均標準報酬額・・・平成15年4月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以後の被保険者期間で除して得た額です。

2

定額部分：加入期間の長さ等に応じて決まります。

$$\text{定額部分} = 1,676 \text{円} \times (1.875 \sim 1.000) \times \text{被保険者期間の月数} \times 0.985$$

生年月日による乗率（表の③参照） ※1 物価スライド率

※1 昭和9年4月2日～昭和19年4月1日生まれば444月、昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生まれば456月、昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれば468月、昭和21年4月2日以後生まれは480月を上限とします。また、40歳（女性と坑内員・船員は35歳）以後180月以上等の中高齢の特例に該当する方については、240月未満であっても240月として計算します。

3

加給年金額：厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方または中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方（4ページの特例3と特例4の（1）（2））が、定額部分支給開始年齢に達した時点で、その方に生計を維持されている下記の対象者がいる場合に支給されます。

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	227,900円※	65歳未満であること（大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません）
1人目・2人目の子	各227,900円	18歳到達年度の末日までの間の子、または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
3人目以降の子	各75,900円	

※老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に33,600円～168,100円が特別加算されます。

【ご注意】配偶者が老齢（退職）年金（加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮の特例の場合に限る）または障害年金を受けられる間は、配偶者加給年金額は支給停止されます。

表 生年月日による乗率

（昭和16年4月1日以前生まれの方については省略）

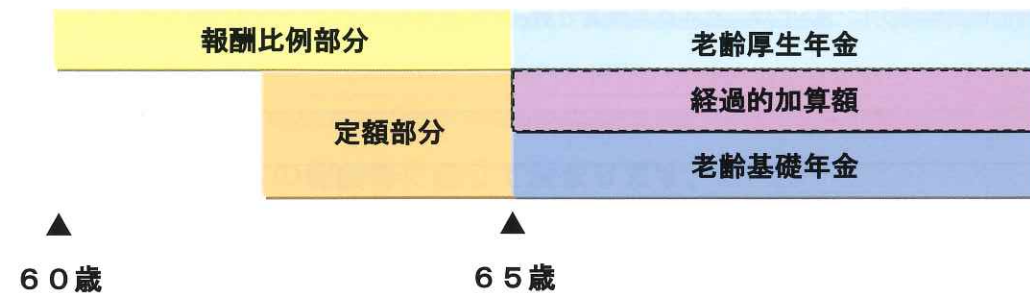
生年月日	①	②	③
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	8.06/1000	6.200/1000	1.170
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	7.94/1000	6.108/1000	1.134
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	7.83/1000	6.023/1000	1.099
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	7.72/1000	5.938/1000	1.065
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	7.61/1000	5.854/1000	1.032
昭和21年4月2日以後	7.50/1000	5.769/1000	1.000

65歳以後の老齢厚生年金の額はいくら？

解説

65歳からの老齢厚生年金の年金額は、65歳になるまで受ける特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の計算式と同じです。

加給年金額については、65歳以後も、加給年金額の対象者がいる場合は受給できます。(7ページ参照)



老齢厚生年金

65歳からの老齢厚生年金は、老齢基礎年金に上乗せされる形で支給されます。その年金額は、65歳になるまで受ける**特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の計算式と同じ**です。(6ページ参照)

なお、老齢厚生年金には、支給繰下げの制度があります。(16ページ参照)

老齢基礎年金

■ 20歳から60歳になるまで(加入可能年数40年)、**保険料をすべて納めて満額の792,100円**を受給できます。

未納や免除の期間があるときは、次の計算式で計算した額となります。

$$792,100円 \times \frac{\text{保険料納付済期間} + \text{全額免除期間} \times 1/3 + \text{半額免除期間} \times 2/3}{480月 (\text{加入可能年数})}$$

※上記の式は、国民年金の多段階免除制度の導入により、平成18年7月から変わりました。

■ 付加保険料を納めた期間がある場合は、次の額が老齢基礎年金に加算されます。

$$200円 \times \text{付加保険料納付月数}$$

経過的加算額

65歳から受ける老齢基礎年金は、60歳から65歳になるまでの間に受ける特別支給の老齢厚生年金の定額部分にかえて受けることになりますが、当面は、定額部分のほうが老齢基礎年金よりも高額になります。

そこで、差額分の年金額を補うため、経過的加算額が受けられます。

経過的加算額は、**定額部分に相当する額から、厚生年金保険に加入していた期間について受けられる老齢基礎年金の額を差し引いた額**となります。

経過的加算額＝

定額部分に相当する額－厚生年金保険に加入していた期間について受けられる老齢基礎年金の額

加給年金額

加給年金額については、65歳以後も、加給年金額の対象者がいる場合は受給できます。(7ページ参照)

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	227,900円※	65歳未満であること(大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
1人目・2人目の子	各227,900円	18歳到達年度の末日までの間の子、 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
3人目以降の子	各75,900円	

※老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に33,600円～168,100円が特別加算されます。

【ご注意】配偶者が老齢(退職)年金(加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮の特例の場合に限る)または障害年金を受けられる間は、配偶者加給年金額は支給停止されます。

平成16年の年金制度改正により、年金額の計算方法は変わったの？

平成16年の年金制度改正では、年金額の計算方法の改正(マクロ経済スライドの導入)がありましたが、経過措置が設けられており、改正後の規定により計算した年金額が、改正前の規定により計算した額より低い場合には、改正前の規定により計算した額を支給することとなります。

平成19年度の年金額については、当年度中の改正後の規定により計算した額が、改正前の規定により計算した額を上回らないため、改正前の規定により計算した額となります。

会社に勤めながら年金は受けられるの？

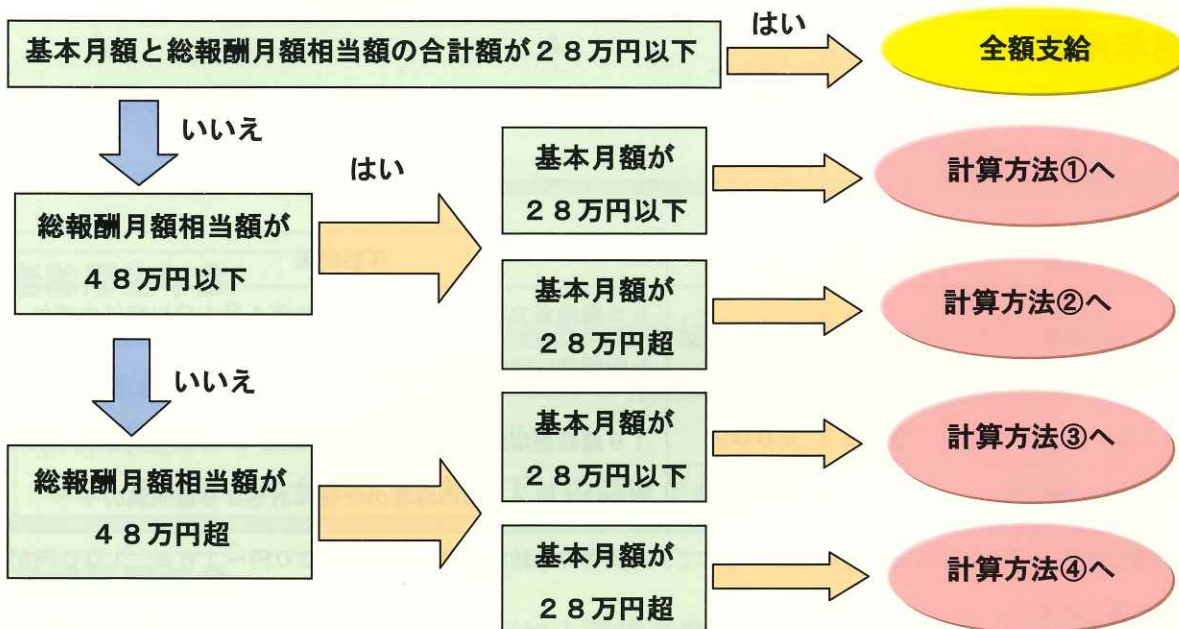
解説

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。これを在職老齢年金といいます。

■ 60歳から65歳になるまでの在職老齢年金の計算方法

基本月額：加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額

総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額）＋（その月以前1年間の標準賞与額の合計）
÷ 12



● 計算方法

在職老齢年金による調整後の年金支給月額＝

計算方法①：基本月額－（総報酬月額相当額＋基本月額－28万円）÷ 2

計算方法②：基本月額－総報酬月額相当額÷ 2

計算方法③：基本月額－〔（48万円＋基本月額－28万円）÷ 2＋
（総報酬月額相当額－48万円）〕

計算方法④：基本月額－〔48万円÷ 2＋（総報酬月額相当額－48万円）〕

※厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。

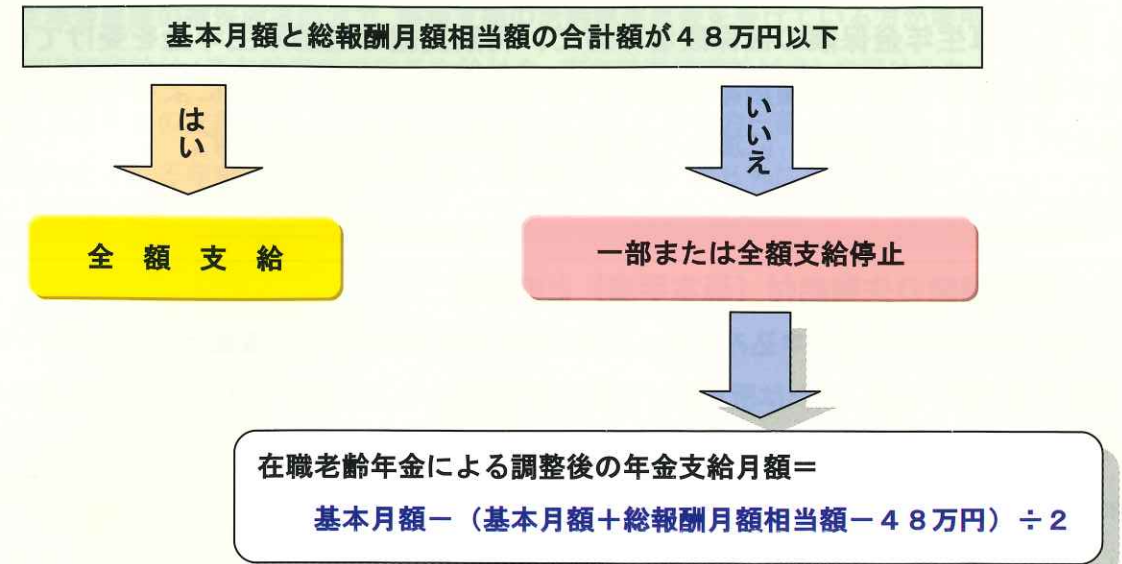
※年金支給月額がマイナスになる場合は、年金は全額支給停止となり、加給年金額も支給停止となります。

■ 65歳以後の在職老齢年金の計算方法

基本月額：加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額

総報酬月額相当額：（その月の標準報酬月額※）＋（その月以前1年間の標準賞与額※の合計）
÷ 12

※70歳以上の方の場合には標準報酬月額に相当する額、標準賞与額に相当する額となります。



※厚生年金基金に加入していた期間がある場合は、厚生年金基金に加入しなかったと仮定して計算した老齢厚生年金の年金額をもとに基本月額を算出します。

※年金支給月額がマイナスになる場合は、老齢厚生年金（加給年金額を含む）は全額支給停止となります。

※昭和12年4月1日以前生まれの方は、調整対象ではありません。

※老齢基礎年金および経過的加算額は全額支給となります。

※70歳以上の方については、厚生年金保険の被保険者ではありませんので、保険料負担はありません。

平成19年4月から、70歳以上の方も60歳台後半の在職老齢年金の仕組みが適用されることとなりました。

- 次の要件のすべてに該当する方が対象となります。
 - ・ 昭和12年4月2日以後にお生まれの方であって70歳以上の方
 - ・ 厚生年金保険の適用事業所にお勤めの方であって勤務日数および勤務時間がそれぞれ一般の従業員のおおむね4分の3以上の方
 - ・ 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方
- 事業主から対象者の雇用、退職、報酬および賞与に関する届書の提出を受け、在職老齢年金の計算を行うこととなります。

雇用保険の失業給付と年金は同時に受けられるの？

解説

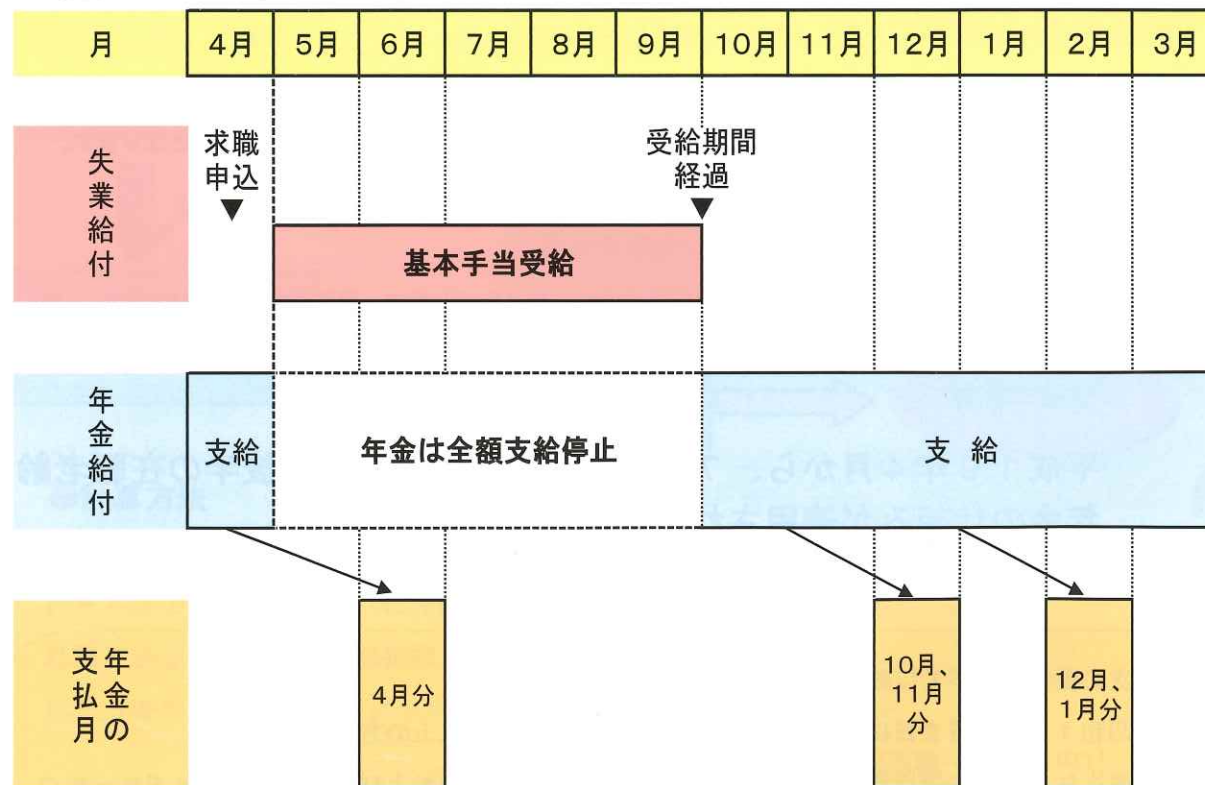
特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の失業給付は同時には受けられません。

また、厚生年金保険の被保険者の方で、特別支給の老齢厚生年金を受けている方が雇用保険の高年齢雇用継続給付を受けられるときは、在職による年金の支給停止（10ページ参照）に加えて年金の一部が支給停止されます。

○ 雇用保険の失業給付（基本手当）との調整

ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌月から失業給付の受給期間が経過した日の属する月（または所定給付日数を受け終わった日の属する月）まで、特別支給の老齢厚生年金が全額支給停止されます。

●支給停止の基本的な仕組み



※基本手当の受給期間経過後、年金の支払い開始は3ヶ月程度後となります。

また、求職の申込みをした後で、基本手当を受けていない月がある場合、その月分についての年金はすぐに支給されず、3ヶ月程度後の支給となります。

※特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、ハローワークで求職の申し込みをされた場合は、社会保険事務所への届出が必要ですのでご注意ください。

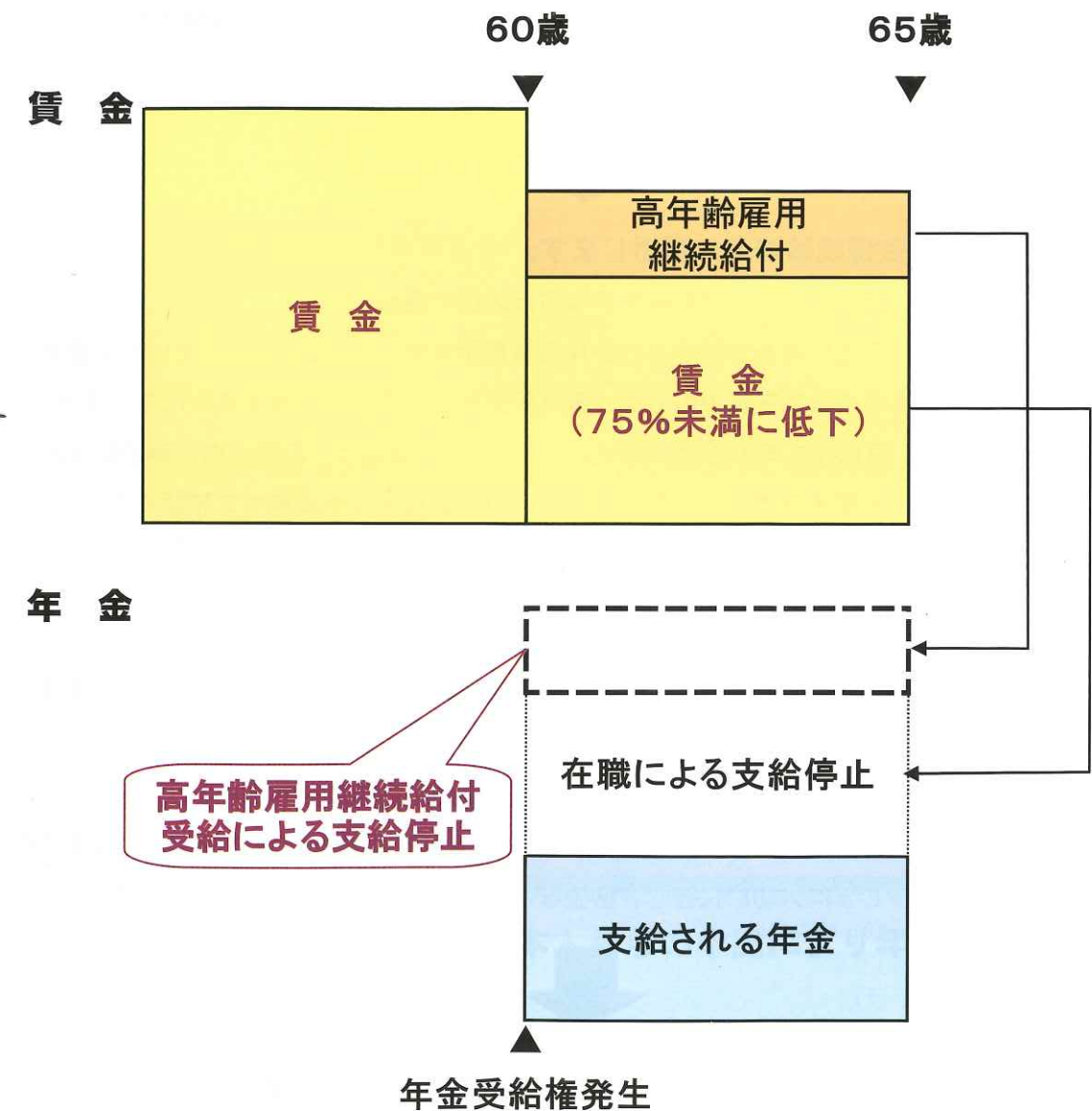
○ 雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

雇用保険の高年齢雇用継続給付とは、雇用保険の被保険者期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者に対して、賃金額が60歳到達時の75%未満となった方を対象に、最高で賃金額の15%に相当する額を支給するものです。

厚生年金保険の被保険者の方で、特別支給の老齢厚生年金を受けている方が雇用保険の高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金）を受けられるときは、在職による年金の支給停止（10ページ参照）に加えて年金の一部が支給停止されます。

支給停止される年金額は、最高で賃金（標準報酬月額）の6%に当たる額です。

●支給停止の基本的な仕組み



※特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、高年齢雇用継続給付を受けられる場合は、社会保険事務所への届出が必要ですのでご注意ください。

年金を受けるためには、どのような手続きがいるの？

解説

老齢厚生年金を受けるためには、年金の請求手続きが必要です。

手続きの流れ

「裁定請求の案内」や「裁定請求書」が、社会保険庁から送付されます。

○基礎年金番号をお持ちの方には、60歳のお誕生月の約3ヶ月前に、社会保険庁から「裁定請求の案内」や「裁定請求書」が届きます。

「裁定請求書」を社会保険事務所に提出します。

○必要事項を記入し、支給開始年齢のお誕生日の前日以後に提出します。

○提出先は、お住まいの住所地を管轄する社会保険事務所です。（最後に加入していた年金制度が厚生年金保険の場合または在職中の方は、事業所を管轄する社会保険事務所になります。）

※裁定請求書には、戸籍抄本等の添付書類が必要です。添付書類は、配偶者の有無や年金加入状況等により変わりますので、社会保険事務所、ねんきんダイヤル等でご確認ください。

年金証書、年金裁定通知書、パンフレット「年金を受給される皆様へ」をお送りします。

○お送りするのは、裁定請求書の提出から、約1ヶ月後（加入記録の整備等が必要な場合は約2ヶ月後）です。

○パンフレットには、年金を受けている間にしなくてはならない届出などが説明してありますので、年金証書といっしょに大切に保管し、必要なときに読みかえしてお役立てください。

年金証書の送付から約1～2ヶ月後に、年金のお支払いを開始します。

○裁定請求時に指定された口座に振り込まれます。

○その後、偶数月に2ヶ月分ずつ振り込まれます。

わからないことは、どこに問合せればいいのか？

解説

ご不明な点は、お近くの社会保険事務所、年金相談センターもしくはねんきんダイヤルへ。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

年金請求などの年金相談

イイロウゴ
0570-05-1165

年金をお受けになっている方の年金相談

イイロウゴ
0570-07-1165

受付時間はAM8:30～PM5:15(土・日・祝日を除く)

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

※電話が繋がらない場合は最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

◎『ねんきんダイヤル』は、お客様からの電話を全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎいたします。

◎通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

◎電話機の設定、ひかり電話などのIP電話及びPHSなど電話機によってはご利用になれません。

社会保険庁のホームページもご利用ください。

<http://www.sia.go.jp/>

社会保険庁ホームページで、年金の基礎知識、社会保険事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。

平成19年4月から、御本人からの申出により年金の受取りを停止することができます。

○年金を受け取ることは、現役時代に保険料を納付したことに基づいて発生する権利ですが、御本人からの申出により受け取らないことも可能となりました。

○受取りを停止した年金は、御本人の申出により、将来に向かっていつでも受取りを再開することができます。